重要事項説明書　別紙

指定就労継続支援（B型）事業所　ぱれっと三田
≪　障害福祉サービス　料金表　≫

＜　訓練等給付費対象サービス　＞

訓練等給付費によるサービスを提供した場合は、訓練等給付費のうち１割の額、もしくは受給者証に記載されている市町村が定める利用料負担額をお支払いいただきます。利用者の負担以外については、事業所が市町村から代理受領するものとします。代理受領を行わない場合は、訓練等給付費の全額をいったんお支払いいただきます。（償還払い）

＜基本サービス費＞　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）

基本報酬	利用料	利用者負担額（１割）
定員２０人以下 平均工賃月額１万円以上１万５千円未満	５，９００円／日	５９０円／日

＜加算項目＞　事業所のとっている体制・とった対応の内容により加算

	利用料	利用者負担額	
送迎加算（Ⅰ）	２１０円／片道	２１円／片道	事業所が送迎を行った場合、片道につき算定
食事提供体制加算	３００円／日	３０円／日	支給決定のある利用者に食事を提供した場合に算定
初期加算	３００円／日	３０円／日	利用開始日から３０日を限度とし、利用１日につき算定
訪問支援特別加算 １時間未満 １時間以上	１，８７０円／回 ２，８００円／回	１８７円／回 ２８０円／回	継続して利用する利用者が連続して５日間利用しなかったとき、居宅を訪問して相談援助を行った場合に算定。月２回限度
欠席時対応加算	９４０円／回	９４円／回	急病等により利用を中止した場合、連絡調整や相談援助を行った場合に算定。月４回を限度
利用者負担上限額管理加算	１，５００円／回	１５０円／回	利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に算定。 月１回を限度
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位の５．４％を加算	
加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っている等の他、キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、並びに職場環境等要件を満たす場合に算定			
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位の１．３％を加算	

＜　訓練等給付費対象外サービス　＞

訓練等給付費対象外サービスの費用には、以下のものがあります。

①　食事の提供に要する費用　　１食につき４５０円
ただし、食事提供体制加算対象者については食材料費として１食１５０円とする

②　おむつ代　　実費

③　創作活動に係る材料費　　実費

上記負担金は１カ月ごとに計算し請求しますので、翌月末日までに現金にてお支払いください。